

福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和3年2月9日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和3年2月9日（火） 午後1時30分より
午後2時45分まで
- 2 場 所 福島市杉妻町3番45号 杉妻会館 3階百合
- 3 出席者 役 員 9名（別紙参照）
事務局長 10名 局長・次長・課長・事務担当者
計 19名

4 会議の目的事項

[報告事項]

報告第1号 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システム運用業務委託業者選定に係る指名競争入札の結果について

[議決事項]

議案第1号 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システム運用業務に係る委託契約の締結について

議案第2号 令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）

議案第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第4号）

A 業 務 勘 定

議案第4号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第4号）

A 業 務 勘 定（後期高齢）

議案第5号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第3号）

A 業 務 勘 定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第6号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業 務 勘 定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

- 議案第 7 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正
予算（第 2 号）
A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第 8 号 令和 2 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 規則の一部改正について
- 議案第 10 号 令和 3 年度事業計画
- 議案第 11 号 令和 3 年度負担金及び手数料等
- 議案第 12 号 積立資産及び引当資産の処分について
- 議案第 13 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第 14 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定
B 国民健康保険診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
D 出産育児一時金等に関する支払勘定
E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第 15 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定（後期高齢）
B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 議案第 16 号 令和 3 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 17 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定（介護）
B 介護給付費等支払勘定
C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 18 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定（障害者総合支援）
B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 19 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）
B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 20 号 令和 3 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 21 号 令和 3 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 22 号 令和 3 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 23 号 令和 3 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第 24 号 役員を選任について
- 議案第 25 号 総会の開催について

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 （午後1時30分）

司会が、開会する旨宣した。

(2) 挨拶

大和田会長（小野町長）が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会会長の小野町長、大和田でございます。

皆様方には御多用のところ、本日の理事会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日は直近の情勢、二点についてお話を申し上げ、御挨拶といたします。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我々の生活は一変し、社会経済活動に多大な影響が出ていることは、皆様御承知のとおりでございます。

このような中、本会は、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務を遅滞なく実施するとともに、国や県の要請に基づき「診療報酬等の概算前払い」や「医療従事者等への慰労金交付事業」、そして、「医療機関等への支援金交付事業」などの業務を実施したところでございます。

また、国では本年前半までに全国民へワクチン接種を実施することとし、準備を進めておりますが、その接種費用の請求支払業務の一部について、国保連合会を通じ、行うこととなりました。

このように、本会は、国保保険者の共同体としての役割のみならず、社会保障制度の一翼を担う団体として非常に重要な役割を求められておりますことから、これら新型コロナ対策についても、引き続き関係機関と連携し、全力で取り組む所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

2点目は、「審査支払業務改革について」でございます。

国では、健康・医療・介護等の分野におけるデータヘルス改革の一環として、社会保険診療報酬支払基金、国保連合会・国保中央会を含めた審査支払業務改革が進められております。

厚労省では、それら改革の具体的方針を検討するため、令和2年9月より「審査支払機能の在り方に関する検討会」を開催し、「審査基準の統一」や「支払基金と国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方」などについて議論を行っております。

検討会が今年度中に取りまとめる予定の報告書の主な内容といたしましては、国保総合システム次期更改時期である令和6年度までに行うものとして、システムの一部について、支払基金システムを共同利用もしくは、支払基金システムと整合的な機能とすること、また、令和6年度以降についても、支払基金と共同利用する審査支払機能を共同開発するこ

となど、引き続き速やかに改革を進めることとされております。

これらシステム改革にかかる経費については、現時点、不透明な部分が多い状況となっております。

本会では、これら経費に対応可能な積立資産を一定額保有しているところでございますが、なお不足する財源については、国保として国の支援を強く要望していくこととしておりますので、御支援をお願いいたします。

また、本件につきましては、状況の進捗に合わせ、今後随時御報告をさせていただく予定でおりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本日の理事会は、令和3年度の事業計画及び予算、そして新役員の選任など、協議案件が多数ございます。

慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(3) 出席者報告

理事数：17名

出席者：9名

書面による出席者：8名

(4) 議 事

大和田会長が議長になり議事に入った。

〔報告事項〕

報告第1号

ア. 議長が報告第1号について、事務局に説明を求めた。

イ. 介護福祉課長が報告第1号について次のとおり説明を行った。

介護福祉課長と申します。よろしく願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

報告第1号 表紙をおめくり願います。

介護保険及び障害者総合支援サービスの審査支払業務の実施にあたりまして、本会と市町村において一連の業務を実施するための基幹システムとなります。

機器の保守管理、障害対応、各種データ処理業務等システムの運用業務を委託いたします業者を選定するための指名競争入札を実施いたしましたので、その結果について御報告させていただきます。

1 「開札年月日」でございますが、令和3年1月27日に入札書及び提案書の提出を締め切りまして、同日入札見積書を開札、同29日に提案内容に関するプレゼンテーションを行っております。

2 「調達業務」は今ほど申し上げました「介護保険及び障害者サービスの審査支払等のシステム運用業務」令和3年度4月から次のシステム更改が予定されております令和7年7月末までの4年4か月間の委託業務となります。

3 「入札方法」は、指名競争入札によりまず総合評価落札方式

4 「本業務の設計価格」を4年4か月間の総額、税別となりますが、9,100万円と設定

いたしました。

続きまして5「入札の状況」でございます。現在の委託業者並びに他県の国保連合会で業務実績があります計4社を指名いたしましたが、No.2株式会社日立システムズ以下3社につきましては、記載のとおり環境構築・人員体制の確保が困難などの理由から入札を辞退されております。

結果、現行委託業者であります株式会社エフコム1社のみ入札となっております。

株式会社エフコムの見積入札金額は、6に記載をしております8,496万8,000円でございます。

別添見積額の内訳につきましては、のちほど説明を加えさせていただきます。

続きまして、報告書裏面を御覧いただきたく存じます。

7「評価結果」でございます。今回は1社のみ、株式会社エフコムの入札価格が最低入札価格と同額となりますので、価格評価は満点の150点。技術評価、提案内容にかかる評価は350点満点中、227点を獲得いたしました。

なお、提案の技術評価にあたりましては、記載のとおり本会職員以外に、中立・公正な視点から保険者を代表して2名、外部有識者としてシステム関連のコンサル業務を委託しております企業から1名、計5名で評価を実施した結果となっております。

以上、8「入札結果」、9「落札者」に記載のとおり、合計377点を獲得しました株式会社エフコムを落札業者といたします。

最後に、別添資料を御覧いただければと存じます。

参考といたしまして、システム単位、更に業務内容別の月額、年額内訳を掲載しております。一番下、合計が入札価格8,496万8,000円となっております。

なお、更に参考といたしまして、それぞれ右枠に掲載しておりますのが令和2年度現在の委託契約単価となっております。同じくその一番下に記載があります9,297万5,000円とありますが、現在の契約内容・単価のままで同じく4年4か月間を業務委託しました場合、という比較するための参考金額となります。

今回の入札・業者選定にあたりましては、経費削減のためにできること、運用の効率化・省力化を実現するよう強く要求をいたしました。結果、単純比較とはなりますが、総額約800万円。税込にしますと約880万円。率にして約8.6%の費用・経費削減を図ることができるという入札結果となっております。

今後におきましても、業者と常にコスト意識を共有しながら、効率化による経費の縮減に向け取り組みを継続して参りたいと考えております。

以上、報告第1号 介護及び障害システム運用業者選定に係る入札の結果についての御報告となります。

ウ. 議長が報告第1号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、事務局報告のとおり了承願いたいと述べた。

〔議決事項〕

議案第1号 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システム運用

業務に係る委託契約の締結について

ア. 議長が議案第1号について、事務局に説明を求めた。

イ. 介護福祉課長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

引き続き、介護福祉課長でございます。

議案第1号 介護保険及び障害者総合支援システム運用業務に係る委託契約の締結について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

表紙をおめくり願います。

今ほどの報告第1号、業者選定に係る入札の結果について、御報告・御説明をさせていただきました件でございます。

契約件名・内容は、介護保険及び障害者総合支援システムの運用業務。

契約期間は、令和3年4月から令和7年7月までの4年4か月間でございます。

契約金額は、税込で9,346万4,800円となります。

別添裏面は先ほどの報告と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上の内容によりまして、落札をいたしました株式会社エフコムとの運用業務委託契約を締結させていただきたいと存じます。

本会財務規則第56条第1項の規定において、落札価格が1000万円以上の契約となりますため、本理事会の承認を得たいものでございます。

以上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第1号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第2号 令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）

議案第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第4号）

A 業 務 勘 定

議案第4号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第4号）

A 業 務 勘 定（後期高齢）

議案第5号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第3号）

A 業 務 勘 定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第6号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業 務 勘 定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第7号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第8号 令和2年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

ア. 議長が議案第2号から議案第8号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第2号から議案第8号までについて次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。着座にて御説明させていただきます。

私から議案第2号から第8号の令和2年度補正予算7議案について一括して御説明いたします。

説明は議案書とは別にございます説明資料①にて行います。説明資料①を御準備いただき、1ページをお開きください。

議案第2号 令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）でございます。

こちらの資料の見方ですが、1の補正内容として、歳入歳出各科目の予算増減を1表にまとめて記載しております。

そしてその下、2として補正理由を簡潔に記載してございます。

それでは一般会計の補正予算の説明を行います。1の補正内容、表の左側、歳入を御覧ください。歳入、負担金が255万3,000円の減となっております。こちらについては、2の補正理由の（1）を御覧ください。

国保事業報告システムクラウド化にかかる市町村等負担金について、本年度事業確定に伴い減額補正をしております。上の表にお戻りください。この負担金の減に伴い、表の右側、歳出にて旅費及び委託料をそれぞれ減額補正しております。

次に同じ表中右側の委託料の下、公課費の12万4,000円の減ですが、こちらは令和元年度分の消費税確定に伴い、還付金が発生したことによる減でございます。

次にその下、減価償却引当資産積立金979万9,000円の増、財政調整基金積立資産積立金2,000万円の増ですが、会計状況から予備費を財源に積立可能と判断し補正いたしました。

次にその下、他会計繰出金ですが特定健診特別会計へ1,000万円の繰り出しを行います。新型コロナの影響により特定健診特別会計の手数料収入が大幅に減少していることが理由です。詳細は後程議案第7号にて御説明いたします。

最後に歳出、予備費にて3,998万4,000円の減額補正を行いまして、補正額は歳入歳出同額の255万3,000円の減。補正後の総額は表の下、210億1,233万6,000円となりました。

以上が議案第2号の御説明でございます。

2ページをお開きください。議案第3号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第4号）でございます。

1の補正内容、表の左側、歳入を御覧ください。国保診療報酬審査支払手数料以下、記載の計4つの手数料、処理料、事務費にて、処理件数の減により、それぞれ減額補正を行います。新型コロナによる受診控えが主な理由でございます。

次に同じく歳入、県委託料が1,256万3,000円の減となっております。こちらは2の補

正理由（５）に記載がございますが、県の委託事業である市町村事務処理標準システムクラウド化事業が今年度県から委託されなかったことによる減でございます。

この県委託料の減に伴い、１の表中右側、歳出の旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料がそれぞれ減額補正となっております。

その下、表中同じく歳出の公課費、2,521万5,000円の減は、先ほどの一般会計同様、消費税の還付によるもの。

次の、財政調整基金積立資産積立金、また、その下の減価償却引当資産積立金は、会計の状況を勘案のうえ、それぞれ積立額の補正をさせていただいております。

次に保険者間調整等受入金・支出金を歳入歳出同額の9,000万円の増額補正いたします。この保険者間調整とは、被保険者の資格過誤により発生した保険者間の医療費の調整を、医療機関を介さず行うためのしくみでございまして、保険者からの調整依頼が当初見込みより伸びたことによる補正でございます。

そして最後に予備費を3,997万6,000円減額いたしまして、補正額は歳入歳出同額の1,712万円。補正後の総額は表の下、11億5,638万4,000円となっております。

以上が議案第３号の御説明でございます。

３ページを御覧ください。

議案第４号 令和２年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第４号）でございます。

１の補正内容、表の左側、歳入を御覧ください。後期診療報酬審査支払手数料及び後期電算処理手数料にて新型コロナ等による処理件数の減により、それぞれ減額補正を行います。

次に手数料の下、負担金が1,335万8,000円の増となっております。こちらは２の補正理由（３）に記載がございますが、後期高齢者医療広域連合が本会に委託するマイナンバーカード取得促進に係る申請書作成業務による増でございます。

歳入負担金の増に伴い、表の右側歳出でございまして、需用費が増となっております。こちらは申請書等の作成経費ですが、増額補正させていただいております。

需用費の下、公課費の2,581万6,000円の減は消費税の還付。

その下、２つの積立金支出については、会計状況を勘案しての減額補正。

一番下、予備費を148万9,000円減額補正しまして、補正額合計は2,217万円の減となっております。

補正後の総額は表の下、11億7,583万1,000円となりました。

以上が議案第４号の御説明でございます。

４ページをお開きください。議案第５号 令和２年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第３号）でございます。

こちらの会計では合計３つの勘定にて補正を行います。

Ａの業務勘定（介護）ですが、１の補正内容、歳入を御覧ください。上から２つの記載の手数料にてそれぞれ減額補正をいたします。

次に国庫補助金が319万4,000円の減となっております。こちらは補助金の受入会計を別の特別会計に変更することによる減でございます。

次に表の右、歳出ですが、公課費の508万1,000円の減は消費税の還付。

その下、2つの積立金支出について会計状況を勘案しての増額補正。

一番下、予備費を1,985万円減額補正しまして、補正額合計は518万5,000円の減。

補正後の総額は表の下、2億8,417万3,000円となりました。

続いて5ページを御覧ください。Bの介護給付費等支払勘定の補正を行います。1の補正内容といたしまして、介護給付費及び高額介護サービス費、そして特定入所者介護サービス費の受払の増により、歳入歳出それぞれ71億円の増額補正を行います。

5ページの下を御覧ください。公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）の補正を行います。1の補正内容としまして、生活保護及び難病法の受払の増により、歳入歳出それぞれ5,150万円の増額補正を行います。

以上が議案第5号の御説明でございます。

6ページをお開きください。議案第6号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

こちらは2つの勘定にて補正を行います。

まず、Aの業務勘定（障害者総合支援）ですが、1の補正内容、歳入を御覧ください。障害介護給付費審査支払手数料を33万6,000円の増といたします。

次に国庫補助金が319万4,000円の増となっております。こちらは議案第5号で御説明しました補助金の受入会計を変更したことによる増でございます。

表の右、歳出でございますが、公課費、積立金、予備費を補正いたしまして補正額は歳入歳出それぞれ353万円の増といたします。

ページの下を御覧ください。Bの障害介護給付費等支払勘定にて補正を行います。

1の補正内容を御覧ください。障害介護給付費及び障害児給付費の受払の増により歳入歳出それぞれ16億円の増額補正を行います。

以上が議案第6号の御説明でございます。

7ページを御覧ください。議案第7号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

1の補正内容といたしまして、歳入、特定健診・特定保健指導等費用手数料が1,261万4,000円の減、次に後期高齢者健診等費用手数料が451万8,000円の減と合計で約1,700万円の減となりました。年間の手数料収入見込みの約40%の減となります。新型コロナにより健診が実施できなかったことが理由でございます。

この収入減の補填のため、他会計繰入金として、議案第2号にて御説明いたしました一般会計から1,000万円の繰り入れを行っております。

次に表の右を御覧ください。歳出でございますが、公課費の減、積立金の増、予備費の減を行い、補正額は歳入歳出それぞれ713万2,000円の減といたします。

ここで1点補足でございますが、一般会計から繰り入れを行っているのにも関わらず、

なぜ積み立てを行うのかという疑問が生じるかと存じます。

本会の積立金は国の通知にあるルールに基づき積立を行いますが、そのルールに、積立金には毎年の積み立て可能額が決まっており、その年度で積立しない場合、後にその分を積み増しできないというものがございます。

このルールに基づき、今年度分の必要額を何とか積立させていただきたいという趣旨での補正でございますので、なにとぞ御了承をいただきたいと存じます。

以上が議案第7号の御説明でございます。

8ページをお開きください。最後になります。議案第8号 令和2年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

1の補正内容、歳入を御覧ください。レセプト手数料を200万5,000円の減といたします。続いて表の右、歳出ですが、公課費の減、積立金の増、予備費の減といたしまして補正額は歳入歳出それぞれ200万5,000円の減といたします。

以上、議案第2号から議案第8号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- ウ. 議長が議案第2号から議案第8号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第9号 規則の一部改正について

ア. 議長が議案第9号について、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第9号について次のとおり説明を行った。

引き続き、着座にて御説明させていただきます。

議案第9号 規則の一部改正について御説明いたします。

こちらにも議案書とは別にございます説明資料②を御準備いただき、1ページをお開き願います。

今回一部改正する規則は大変多く、全部で9つございます。改正の概要を簡潔に御説明させていただきます。

まず、議案第9号の1から3 本会の国保、介護、障害介護の各審査支払規則について改正いたします。

この3つの規則、改正理由は共通しております。1の主な改正理由として、本会「中期経営計画」に基づく手数料単価の見直しのためとなっております。

次に2の主な改正内容といたしましてはまず、(1)として、国保の審査支払手数料を「61円」から「63円」へ、(2)として、介護の審査支払手数料を「58円」から「63円」へ、(3)として 障害介護の審査支払手数料を「137円」から「147円」へ、それぞれ改正いたします。

3の施行日は令和3年4月1日といたします。

2ページをお開きください。議案第9号の4及び5といたしまして、本会介護保険の事務共同処理規則、そして障害者総合支援の共同処理規則を改正いたします。

1の主な改正理由といたしましては、介護保険及び障害介護給付費等事務の共同処理に

係る会計の収支均衡を図ることを目的に、手数料単価の見直しを行いたいため、でございます。

2の主な改正内容といたしましては、まず、(1)として、償還払給付額管理処理料及び市町村特別給付等支払処理料を「58円」から「63円」へ、(2)として、高額医療・高額介護合算制度における支給計算処理にかかる手数料を徴収しないこととしたため、手数料の条文を削除。(3)として、介護給付費圧着封筒作成処理手数料を「56円16銭」から「57円20銭」へ、最後に(4)として、障害者総合支援法関係業務等市町村事務共同処理手数料を「137円」から「147円」へそれぞれ改正いたします。

3の施行日は令和3年4月1日といたします。

3ページを御覧ください。

議案第9号の6 本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務規則でございます。

1の主な改正理由としまして、医療費適正化への取組強化を目的に、個別訪問による説明・研修等を実施し、保険者求償事務の支援を行うことに伴い、求償事務手数料における算定割合の見直しを行いたいためとなっております。

2の主な改正内容としまして、求償事務手数料の算定割合を損害賠償金収納額の「100分の3」から「100分の5」へ改正いたします。

施行日は令和3年4月1日といたします。

4ページをお開きください

議案第9号の7 本会国保共同電算処理の手数料に関する規則でございます。

1の主な改正理由としまして、国保法施行規則において、被保険者証は「被保険者ごとに作成するもの」と規定されていることにより、世帯証の作成を廃止したためでございます。

2の主な改正内容としまして、被保険者証の作成手数料「1枚18円90銭」の文言を削除いたします。

施行日は令和3年4月1日といたします。

なお、ここまで7つの手数料関連の規則改正について御説明いたしましたが、これら手数料の改正は、各市町村の予算に影響することから、事前に各市町村主管課長の皆様に御連絡、御相談させていただいている内容でありますことを申し添えます。

続いて5ページを御覧ください。

議案第9号の8 本会職員サービス規則でございます。

1の主な改正理由としまして、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進することを目的に、県の条例等に基づき、所要の改正を行いたいためでございます。

2の主な改正内容としまして、早出遅出勤務の要件の規定、また、早出遅出勤務に係る勤務時間等を職員に対し、あらかじめ周知することを規定いたします。

3の施行日は本日、令和3年2月9日といたします。

6ページをお開きください

議案第9号の9 本会財務規則の改正でございます。

まず、本日の議案第1号にもありましたとおり、本会では1,000万円を超える入札実施及び契約締結については財務規則に基づき、理事会に議案上程しているのが現状でございます。

そこで、1の主な改正理由を御覧ください。以下の理由から、本会が行う入札及び契約のうち、理事会に上程する議案に係る金額を変更したいと考えております。

理由は記載の3点でございます。

- ・業務の効率的運用のためシステム等の導入が増加したことによる契約件数の増
- ・業務の安定運用及びコスト削減を目的とした複数年契約締結に伴う契約金額等の増嵩が
ございます。

これらにより、入札、契約関連の議案が増えていることから、三つ目に記載のとおり、
・上程件数減による理事会の円滑な運営及び事務の効率化を図りたいと考えております。

2の主な改正内容としまして、まず、理事会に上程する議案に係る金額を「1,000万円」から「5,000万円」へ変更。次に「会長の専決処分」できる限度額を「5,000万円」から「1億円」へ変更させていただきます。

3の施行日は令和3年4月1日といたします。

なお、資料に記載がございませんが補足いたしますと、この改正により、入札、契約関連の議案上程件数は約6割削減される見込みでございます。

また、全国47の国保連合会を調査したところ、契約について議案上程している連合会は福島県以外で9つの連合会、また、入札について議案上程している連合会は「0」、福島以外ではありませんでした。

調査結果から見ると、本会は他の国保連合会に比べしっかりと手続きを踏みながら入札や契約を実施していると言えるかと思えます。

今回の規則改正後も引き続き適切に入札、契約業務を実施して参りますことを申し添えます。

以上、議案第9号について御説明いたしました。御承認賜りますようお願いいたします。

- ウ．議長が議案第9号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第10号 令和3年度事業計画

議案第11号 令和3年度負担金及び手数料等

ア．議長が議案第10号及び議案第11号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．事務局長が議案第10号及び議案第11号について次のとおり説明を行った。

まず、議案第10号 令和3年度事業計画でございます。

議案第10号を御用意いただきたいと思います。議案の1ページをお開きください。

第1の基本方針でございますが、令和3年度の事業につきましては、本会の『中期経営計画』に基づき、記載の3つの基本方針を柱に実施して参ります。

次に、第2の重点事業でございます。

本会におきましては、様々な事業を実施しておりますが、その事業の中でも、特に、令和3年度において重点的に展開を図っていく事業を基本方針ごとに掲げさせていただいております。

1つ目の基本方針の1「保険者事業運営の支援」は3項目ございますが、特に(1)「医療費適正化の推進」のア「審査の充実・強化」では、職員の審査事務共助能力の向上等に努めることはもとより、会長からの挨拶にもございましたが、「社会保険診療報酬支払基金システムとの整合的かつ効率的な機能の実現」のため、審査基準及びコンピュータチェックの全国統一化に向けて関係機関と連携を図って参ります。

議案の2ページをお開きください。

また、(2)の「保健事業の推進」では、現在、アの「健診受診率・保健指導実施率、10%アップに向けた支援」を3か年計画で実行しております。

最終年となる令和3年度は、

(ア)の「民間事業者の活用」では特定健診受診勧奨の拡充に加え、関係団体への働きかけ等を行い、一体的に取り組んで参ります。

(イ)の「データ活用」では、KDB データを活用した糖尿病性腎症、重症化予防プログラムの評価に係る、ツールの構築・開発を開始いたします。

(ウ)の「人材育成」においては、国保主管課長及び統括保健師向けに、保険者自らが課題を把握し、保健事業を推進していくための連絡会を新たに実施いたします。

議案の3ページを御覧ください。

2つ目の基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」では、特に(2)の「番号制度関連事業への取り組み」でございます。まもなく開始されますオンライン資格確認等事業に不可欠な保険者及び関係団体の資格情報につきまして、運用主体である国保中央会及び支払基金との円滑な連携と安定運用に努めて参ります。

次に、3つ目の基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」は4項目ございます。

議案の4ページをお開きください。

特に、(3)「財政の透明性の確保と効率化による経費削減」では、保険者財政への影響を最大限考慮しつつ、会計の収支均衡を目指し、財政運営計画を引き続き推進して参ります。

また、(4)の「次期中期経営計画の策定」といたしまして、現行の「中期経営計画」が令和3年度で満了のため、計画的な事業及び財政運営の実現にむけて、令和4年度から6年度までの新たな計画を策定して参ります。

以上が、令和3年度に特に「重点事業」として、取り組む事業でございます。

議案4ページの下段以降には「その他の事業」といたしまして、重点事業以外の事業を基本方針ごとに記載してございます。いずれも大切な事業でございますので、適性かつ確実に事業を実施して参ります。

続きまして、議案第 11 号 令和 3 年度負担金及び手数料等につきまして、御説明申し上げます。

議案第 11 号を御用意いただきたいと思います。

「中期経営計画」の中の、「財政運営計画」に則りまして、令和 3 年度の負担金及び手数料の改定をさせていただきたいものでございます。

先ほど、議案第 9 号 規則の一部改正におきまして、御承認いただきました診療報酬・介護保険・障害総合支援の審査支払手数料及び共同処理手数料、第三者行為求償事務手数料以外の改定する手数料についてのみ、御説明させていただきます。

議案の 3 ページをお開きください。

2 つ目の項番 7 の妊婦健康診査審査支払手数料でございますが、1 件当たり単価、現行の 48 円から 65 円 10 銭に引き上げたいものでございます。

次の、項番 8 の重度心身障害者助成事業委託費でございますが、1 件当たり単価、現行の 35 円から 48 円 10 銭に引き上げたいものでございます。

また、項番 9 の社保乳幼児助成事業委託費でございますが、1 件当たり単価、現行の 35 円から 35 円 60 銭に引き上げたいものでございます。

只今申し上げた、項番 7 から項番 9 の福祉医療費に係る手数料の改定につきましては、昨年からの会議等で御説明いたしておりますが、受益者負担による収支均衡のため、引き上げをお願いしたいものでございます。

4 ページをお開きください。

項番 19 の国保情報集約システム手数料でございます。平成 30 年度に運用開始いたしました本システムの手数料につきましては、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により、毎年度手数料をお示ししております。

国保被保険者一人当たり月単価として、現行と比べ 83 銭引き下げの 15 円 24 銭といたします。

議案第 9 号にて、御承認いただきました手数料及び只今御説明いたしました手数料、それ以外の負担金・手数料等につきましては、今年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第 10 号 令和 3 年度事業計画並びに議案第 11 号 令和 3 年度負担金及び手数料等について一括して御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 10 号及び議案第 11 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 12 号 積立資産及び引当資産の処分について

議案第 13 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算

議案第 14 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 15 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第 16 号 令和 3 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 17 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 18 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 19 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 20 号 令和 3 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 21 号 令和 3 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 22 号 令和 3 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 23 号 令和 3 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア. 議長が議案第 12 号から議案第 23 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第 12 号から議案第 23 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、私から議案第 12 号から議案第 23 号までの令和 3 年度当初予算関連議案について御説明いたします。

初めに議案第 12 号を御説明いたします。議案第 12 号 積立資産及び引当資産の処分についてを御準備いただき、1 ページをお開きください。

この議案は、国の通知に基づき造成しました本会の各種資産を令和 3 年度当初予算に繰り入れするために行う処分について、認定を求めるものでございます。

3 つの資産について、それぞれ処分を行います。

1 つ目は退職給付引当資産。処分金額は 4,915 万 2,000 円。処分金の使途は退職手当の支給のため。令和 3 年度末定年退職予定者 2 名分の退職金でございます。

2 つ目は、財政調整基金積立資産。処分金額は 1 億 8,889 万 8,000 円。処分金の使途は事業運営上の不測の事態による収入減の補填のため。国の通知に定めるルールに基づき、令和 2 年度末に積立した全額を令和 3 年度当初予算へ繰り入れいたします。

3 つ目は減価償却引当資産。処分金額は 2,348 万 1,000 円。処分金の使途は減価償却資産取得支出のためとなっておりますが、主なものとしては、システム改修経費となっ

ております。

裏面 2 ページに只今御説明しました資産の会計別処分額の一覧表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上が議案第 12 号の説明でございます。

続きまして、議案第 13 号から議案第 23 号について御説明いたします。

こちらにつきましては、議案書と別に準備をしております説明資料③をもとに概要を簡潔に説明させていただきます。説明資料③を御準備願います。

説明資料③の 1 ページをお開き願います。福島県国民健康保険団体連合会令和 3 年度当初予算でございます。

本会の令和 3 年度当初予算総額は、6,092 億 4,240 万 1,000 円となりまして、前年度比 103.08%、額にして 181 億 9,771 万 2,000 千円の増となっております。

ページの中ほど、令和 3 年度各会計当初予算一覧表を御覧ください。左から会計名、予算額、前年度比となっております。

令和 3 年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして 10 の会計があり、また、特別会計に 15 の勘定がございます。

ページの一番下の枠囲いに、当初予算の状況について 2 点説明がございます。

○の一つ目、予算額の約 6,000 億円の 99.5%は「保険者から医療費を受け、医療機関等へ支払う」といった、診療報酬等の受払いとなっております、前年度比約 181 億円の増は、これら診療報酬等の増が理由でございます。

○の二つ目は、その、診療報酬等の増減についての御説明です。前年度と比較で後期約 46 億円、介護約 104 億円、障害約 45 億円の増となりました。一方、国保は約 16 億円減となりました。

国保の医療費については、被保険者数が減となる一方、一人当たり医療費が増という要因もあり、結果として前年度比約 1%の減という状況でございます。

2 ページをお開き願います。

1 の主要会計の概要でございます。前のページで御説明しました会計総額 6,000 億円から 99.5%にあたる診療報酬等の受払いを除きました本会の業務運営経費を經理します主要 7 会計の状況についての御説明でございます。ページ上の枠囲いを御覧ください。

本会の主要 7 会計の令和 3 年度当初予算は 29 億 9,176 万 9,000 円でございます、前年度比 98.36%、額にして 4,988 万 5,000 円の減となっております。

その下、令和 3 年度主要会計当初予算一覧表を御覧ください。表の上から会計ごとの令和 2 年度予算、令和 3 年度予算、前年度比を載せてございます。

次に、2 ページ下から 3 ページの表は、予算の主な増要因、減要因をそれぞれまとめた表となっております。

まず、予算増要因については、表中（1）に記載の新規事業、（2）に記載の事業拡大・見直しなど、合計で約 1.1 億円の増となっております。

一方の予算減要因は 3 ページに記載がございます。（1）のシーリングの実施、（2）

としてシステム機器更改といった業務完了など、合計で約 1.5 億円の減でございます。

その下の枠囲いに、当初予算（主要会計）の状況について 2 点記載がございます。

○の一つ目。コロナ禍の状況下であるが、旅費等の一部費用を除き、概ね前年度同額の予算となりました。

○の二つ目。例年と比較し、令和 3 年度はシステム導入や機器更改業務が少なかったことに加え、既存事業全般に見直しを図り、経費低減を図ったことが予算減の要因となったところでございます。

4 ページをお開き願います。

2、主要会計の概要（歳入）について御説明いたします。

ページ上の表は、各会計歳入予算の歳入科目別一覧でございます。

表を左から右へ御覧ください。歳入科目ごとに各会計の金額を記載し、表の右側に歳入科目ごとの合計額、そして前年度比を記載しております。

ページの真ん中、円グラフを御覧ください。歳入予算各科目の予算全体に占める構成比を示したものです。円グラフ中、上から一般負担金 5.37%、その右側、手数料 63.93% となりまして、保険者に御負担をいただいているこれら 2 つの合計で、歳入全体の 3 分の 2 以上を占めていることがわかります。

ページ下の枠囲いを御覧ください。主要会計（歳入）の状況として、4 点記載がございます。

まず、今ほどもお話ししました一般負担金の説明となりますが、こちらについてはページ上の表にお戻りいただき、表中項番 1 の一般負担金を御覧ください。表の一番右側、前年度比が 95.97% となっております。理由といたしましては、国保被保険者数減による減でございます。

次に、表中項番 2、手数料を御覧ください。前年度比が 100.13% となっております。理由といたしましては、各種手数料単価の引き上げを行った一方、処理件数の減の要因もあり前年度とほぼ同額となったところでございます。

次に、表中項番 3 の負担金を御覧ください。前年度比 121.58% となっております。理由といたしましては、国保事業報告システムのクラウド化に係る業務受託や特定健診受診率向上対策事業を拡大したことによる増となっております。

次に表中項番 6、積立金繰入金を御覧ください。前年度比 79.12% となっております。理由としましては、各システム機器更改が完了したことによる減となっております。

以上が歳入の状況でございます。

続きまして 5 ページを御覧ください。

3、主要会計の概要（歳出）でございます。

ページ上の表は、各会計歳出予算の歳出科目別一覧でございます。

歳出科目ごとに各会計の金額を記載し、表の右側に歳出科目ごとの合計額、前年度比を記載しております。

次に円グラフを御覧ください。歳出予算各科目の予算全体に占める構成比を示したも

のです。歳出科目で一番構成割合が高いのは委託料の 33.04%。ついで人件費の 23.12% となっております。

ページの下の特枠を御覧ください。主要会計（歳出）の状況として、3点記載がございます。

まず、人件費についてですが、こちらも歳入と同じくページ上の表を御確認いただきます。表中項番2、人件費を御覧ください。一番右の前年度比が 102.97%となっております。理由といたしましては、正規職員2名の採用及び定期昇給等の要因による増でございます。

次に表中項番5、委託料を御覧ください。委託料は前年度比 96.93%、また、その下、項番6の備品購入費は前年度比 7.76%となっております。理由といたしましては、各システム機器更改や導入作業が前年度に完了したことによる減でございます。

次に、表中項番8の積立金を御覧ください。前年度比 112.07%となっております。理由といたしましては、収支状況を勘案して減価償却引当資産等の積立額を増額したことによる増でございます。

以上が、令和3年度当初予算の概要の御説明でございます。

最後に6ページを御覧願います。議案第23号 令和3年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について御説明いたします。

令和3年度、本会の一時借入金の限度額につきましては、項番1に記載の11の会計勘定においてそれぞれ記載の限度額、また、借入条件につきましては項番2から6に記載の5条件にてお願いするものでございます。なお、一時借入が保険者に起因する場合、借入利息につきましては保険者負担とさせていただきます。

なお、借入金限度額の合計は45億9,715万円。こちらは東日本大震災当時の被災保険者の医療費等支払実績から推計したものとなっております。

以上、議案第12号から議案第23号について御説明いたしました。御承認賜りますようお願いいたします。

- ウ. 議長が議案第12号から議案第23号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第24号 役員を選任について

ア. 議長が議案第24号について事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第24号について次のとおり説明を行った。

議案第24号を御用意いただきたいと思います。

現在の役員は、令和3年3月31日をもって任期満了となりますため、次期役員を総会にて選任するにあたり、本会規約第34条第1項第1号の規定に基づきまして、理事会での議決を求めるものでございます。

選任する役員は、理事17名、監事6名。役員任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。

次期役員を選任方法でございますが、本会規約第20条及び役員選任規程第3条の規定

により、「会員たる保険者を代表する者」につきましては、福島県を代表する者並びに地区部会から推薦された者を、「保険者を代表するもの以外の者」につきましては、「理事会から推薦された者を総会で選任する」となっております。

議案をおめぐりいただき、1ページを御覧ください。

別添に記載の方々を令和3年2月開催予定の総会にて選任いただきたいものでございます。

なお、下段の「保険者を代表する以外の者」の理事につきましては、現阿部常務理事から林昭彦様となります。林様の経歴につきましては、2ページに載せてございます。

また、同じく監事につきましては、現高野監事から公認会計士富樫健一様となります。富樫様の経歴につきましては3ページに載せてございます。

以上、議案第24号 役員の選任について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第24号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

エ. 阿部常務理事より退任にあたっての挨拶があった。

お許しをいただき、退任にあたり、御礼の言葉を申し上げます。

私は、この3月末をもちまして退任いたしますが、平成29年4月から4年間、本職を務めさせていただきました。

この間、皆様方には、御指導、御鞭撻をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

就任1年目より、翌平成30年度から国保制度改革への対応がありましたが、保険者である市町村の皆様方の御努力、そして、国保連合会への御協力、御理解をいただきまして、国保連合会としても、ソフトランディングすることができました。

また、国保連合会の職員の皆さんにも色々と支えていただきました。改めて、感謝を申し上げます。

冒頭の会長挨拶にもありましたとおり、国保を取り巻く環境は、今後も難しい舵取りを迫られることと思います。

保険者の皆様と国保連合会が一体となって、国民皆保険制度の最後の砦として国保を守っていただけることを信じております。

最後になりますが、国保連合会の益々の発展と皆様方の御健勝を祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

4年間、本当にありがとうございました。

議案第25号 総会の開催について

ア. 議長が議案第25号について事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第25号について次のとおり説明を行った。

議案第25号 総会の開催について御説明いたします。

開催日時ですが、令和3年2月26日金曜日、午後0時30分から、場所は「福島県自治会館3階大会議室」にて開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

なお、当日午前には同じ会場で町村会総会が開催されることとなっております。

以上、議案第 25 号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第 25 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

(5) その他

ア. 議長がその他の事項について事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

お手元に資料はございませんが、御説明させていただきます。

本日理事会を開催したばかりで大変恐縮ですが、本会規約に基づく書面による理事会、書面表決理事会の開催について、皆様の御了承をいただきたいものでございます。

議事内容としましては、国の通知に基づく「新型コロナワクチン接種の支払事業」の実施に伴う補正予算。

そして、県に準じた本会職員給与規則の改正。具体的には通勤手当の引き下げ改正となりますが、以上、議決事項が 2 件となる予定でございます。

日程としましては、3 月中旬に書面送付、議決日を 3 月末で予定しております。

説明は以上でございます。

ウ. 議長が書面表決理事会の開催について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

(6) 閉会（午後 2 時 45 分）

大和田会長が議案審議に対する協力に謝意を表し、閉会する旨挨拶を行った。

令和 3 年 2 月 9 日（火）福島市杉妻町 3 番 45 号杉妻会館で開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 3 年 3 月 11 日

議事録署名人

湯 座 一 平

印

阿 部 敏 明

印